



# 収 支 報 告 書

R4.12.31.  
(ふりがな)

会計	繰越	決算	振込		
④	④	④	④		

(令和 4 年分)

1 政治団体の名称

せんだま こうせんかい  
先崎 れい後援会

2 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区今泉1-10-21 マックビル701

3 代表者の氏名

尾崎 玲

4 会計責任者の氏名

石原 明希徳

連絡先  
(担当者)

尾崎 玲

(電話)

090-9567-7772

※事務担当者の連絡先も収支報告書の閲覧等の対象に含まれます。

※選挙管理委員会使用欄

団体コード (備考3)				年分	整理区分	入力	払収
0	0	0	0	04	期限内 <input checked="" type="checkbox"/> 17② <input type="checkbox"/>	表紙 <input type="checkbox"/>	払収 <input type="checkbox"/>
					期限後 <input type="checkbox"/> 解散 <input checked="" type="checkbox"/>	内容 <input type="checkbox"/>	資産 <input type="checkbox"/>

政治団体の区分

政党

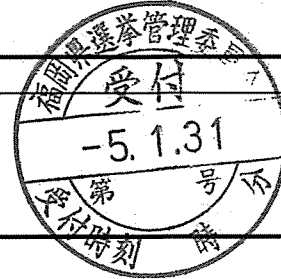
政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部



活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

無

有 (以下は、指定「有」の場合のみ記入)

公職の種類  
(現職・候補者の別) (現職・候補者)

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 尾崎 玲

公職の種類 衆議院議員  
(現職・候補者の別) (現職 候補者)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

必須様式 (1/4)

(その2)

### 1 収支の総括表

収入総額						1	0	0	4	0	0	①+②
(前年からの繰越額)						1	0	0	4	0	0	① (前年報告書の繰越額)
(本年の収入額) 2 収入項目別金額の内訳の(1)~(6)の計											0	② (本年の収入)
支出総額											0	③ (その13の合計を記入)
翌年への繰越額						1	0	0	4	0	0	①+②-③

### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金額											0	
員数 (党費又は会費を納入した人の数)											0	

(2) 寄附												
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額										備考	
(ア) 個人からの寄附											0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分:個人)
(うち特定寄附)											0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附											0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分:法人その他の団体)
(ウ) 政治団体からの寄附											0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分:政治団体)
小計 (ア)+(イ)+(ウ)											0	④
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)											0	
イ 政党匿名寄附											0	⑤
合計 (ア+イ)											0	④+⑤

## 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
項目別区分	有 <sup>(※)</sup>	無	備 考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※ 有の場合、その内訳を様式(その18)に記入すること。

必須様式(3/4)

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

宣誓日

令和 5年 7月 26日

政治団体の名称

先崎れい後援会

会計責任者の氏名

石原 明希徳 【署名又は記名押印】

※ 以下は解散日の属する年の収支報告書（解散届に添付する収支報告書）のみ記入すること。

代表者の氏名

尾崎 玲



【署名又は記名押印】

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

必須様式 (4/4)

# 政治資金監査報告書

令和4年12月31日

先崎 れい 後援会  
代表 尾崎 玲 殿

登録政治資金監査人

升永清朗

登録番号 第1110号

研修終了年月日 平成21年7月10日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、先崎れい後援会の令和4年に係る法第17第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、支出の目的が記載された振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、この政治団体の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると升永清朗が判断したため、升永公認会計士事務所(福岡市西区愛宕浜4丁目24番7号)において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年度における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4項に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

## 3 業務制限

先崎れい後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上